



平成 24 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名： 株式会社アップ
 代表者名： 代表取締役社長 尾上 嘉基
 (コード番号 9630 東証第二部)
 問合せ先： 執行役員 松本 浩志
 (TEL. 0798-64-8100)

親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主、
 主要株主の異動に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 21 日付で、当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主、主要株主の異動が生じることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じる経緯

平成 24 年 1 月 31 日に株式会社ベネッセホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 13 日まで実施され、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 7,531,078 株の応募があった旨の報告を受けました。この結果、平成 24 年 3 月 21 日（本公開買付けの決済開始日）付で公開買付者が所有する当社に対する議決権所有割合が過半数となるため、公開買付者は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

本公開買付けにおいて、当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主であった株式会社マルユ（以下「マルユ」といいます。）は、その所有する当社株式 2,040,000 株のうち 1,040,000 株（以下「応募対象外株式」といいます。）を除く当社の発行済普通株式の全てについて、本公開買付けに応募した結果、同日付で、当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。また、当社の取締役会長であり、主要株主である木下雅勝氏は、その保有する当社株式の全て（1,160,900 株）について、本公開買付けに応募した結果、同日付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社ベネッセホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなり、かつその他の関係会社に該当しなくなる株主の概要

①	名 称	株式会社ベネッセホールディングス
②	所 在 地	岡山県岡山市北区南方三丁目 7 番17号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福島 保

④ 事業内容	国内教育事業、海外教育事業、生活事業、シニア・介護事業、語学・グローバル人材教育事業他	
⑤ 資本金	13,600 百万円	
⑥ 設立年月日	昭和 22 年 11 月 21 日	
⑦ 連結純資産	194,644 百万円 (平成 23 年 12 月 31 日現在)	
⑧ 連結総資産	382,817 百万円 (平成 23 年 12 月 31 日現在)	
⑨ 大株主及び持株比率	野村信託銀行 (株)	13.81%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	9.03%
	日本マスタートラスト信託銀行(株)	4.26%
	(財)直島福武美術館財団	2.96%
	(株)中国銀行	2.67%
	福武 信子	2.65%
	資産管理サービス信託銀行(株)	2.09%
	福武 純子	2.06%
	福武 美津子	1.99%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.79%	
⑩ 上場会社と当該株主の関係	資本関係	<p>当該株主は、当社株式を 1,560,282 株 (15.13%) 所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。また、当該株主は、当社との間で「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」を締結しており、当社は、平成 22 年 5 月 31 日付で当該株主の 100%子会社であった株式会社お茶の水ゼミナールの発行済株式総数の 50% (取得金額 229 百万円) を取得し、関連会社としております。</p> <p>なお、本公開買付けの結果、平成 24 年 3 月 21 日付で、当該株主は当社株式 9,091,360 株 (発行済株式総数の 88.19%) を所有する見込みとなっております。</p>
	人的関係	<p>当該株主は、平成 22 年 6 月 24 日付で当社に対し社外取締役 2 名を派遣しております。また、当社は、平成 22 年 5 月 31 日付で当該株主の連結子会社である株式会社お茶の水ゼミナールに対し社外取締役 3 名を派遣しております。さらに、当該株主は、当社の取締役会長木下雅勝氏を、当該株主の 100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問に招聘しております。</p>

	取引関係	<p>当該株主は、当社との間で「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」を締結しております。当社は、上記「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」に基づき、平成22年5月31日付で当該株主の100%子会社であった株式会社お茶の水ゼミナールの発行済株式総数の50%（取得金額229百万円）を取得し、関連会社とするとともに、平成22年5月31日付で株式会社お茶の水ゼミナールに対し社外取締役3名を派遣しております。また、当該株主及び当社は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、経営上の各種情報・ノウハウについての交換、共有をし、当該株主グループが既に持つ教材開発などのコンテンツやノウハウと、当社が保有する優秀な講師陣や教育コンテンツとを組み合わせることによるシナジー効果を得ることを目的に、協業の検討を進め、木下雅勝氏は、当該株主の100%子会社であるベネッセコーポレーションの顧問に就任し、当該株主グループ全体の通信教育事業及び学習塾事業・予備校事業、並びに模試事業についての助言をしております。</p>
--	------	--

(2) その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

①	名 称	株式会社マルユ	
②	所 在 地	兵庫県芦屋市東山町5番7号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木下雅勝	
④	事 業 内 容	不動産管理業、経営コンサルタント	
⑤	資 本 金	10 百万円	
⑥	設 立 年 月 日	昭和59年10月18日	
⑦	純 資 産	799 百万円（平成23年7月31日現在）	
⑧	総 資 産	1,915 百万円（平成23年7月31日現在）	
⑨	大株主及び持株比率	木下 雅勝	64.00%
		木下 雄太	26.00%
		木下 雅子	10.00%
⑩	上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	平成23年9月30日現在、当該株主は当社株式を2,040,000株（19.78%）所有しております。なお、本公開買付けの結果、平成24年3月21日付で、当該株主は当社株式1,040,000株（発行済株式総数の10.09%）を所有する見込みとなっております。
		人 的 関 係	当社の取締役会長である木下雅勝氏は、当該株主の代表取締役社長を兼務しております。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

(3) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

①	氏 名	木下雅勝
---	-----	------

② 住 所	兵庫県芦屋市	
③ 上場会社と 当該個人の関係	資本関係	平成23年9月30日現在、当該株主は当社株式を1,160,900株(11.26%)、当該株主が128株(64.00%)を保有している株式会社マルユが当社株式2,040,000株(19.78%)をそれぞれ保有しています。 なお、本公開買付けの結果、平成24年3月21日付で、当該株主は当社株式を所有しないこととなる見込みとなっております。
	人的関係	当該株主は当社の取締役会長を務めております。
	取引関係	該当事項はありません。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

(1) 株式会社ベネッセホールディングス

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社及び主要株主	15,602個 (15.13%)	—	15,602個 (15.13%)	第2位
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	90,913個 (88.19%)	—	90,913個 (88.19%)	第1位

(2) 株式会社マルユ

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主	20,400個 (19.79%)	—	20,400個 (19.79%)	第1位
異動後	主要株主	10,400個 (10.09%)	—	10,400個 (10.09%)	第2位

(3) 木下雅勝

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	11,609個 (11.26%)	—	11,609個 (11.26%)	第3位
異動後	—	—	—	—	—

(注) 1. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成24年2月14日に公表した第35期第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の当社の発行済株式総数(10,309,200株)から、当社が平成24年1月31日に提出した「平成24年3月期 第3四半期決算短信[日本基準](非連結)」に記載された平成23年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(105株)を控除した株式数に係る議決権の数(103,090個)を分母として計算しております。

2. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成24年3月21日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することができなかつたことから、当社は、平成 24 年 1 月 31 日付「株式会社ベネッセホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及びマルユのみ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）とするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することのそれぞれを、平成 24 年 6 月下旬に開催が予定されている当社の第 35 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議する予定です。また、本定時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が生じますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会における上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、本定時株主総会の開催日と同日を開催日として、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催する予定です。本定時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）には当該株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は、本日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者及びマルユのみ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）以外の当社の株主の皆様で本公開買付けに応募しなかつた株主の皆様に対して交付する当該当社の別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、本スクイーズアウト手続における当社による全部取得条項が付された株式の取得は、原則として平成 24 年 7 月中を目途に行われることが予定されております。

本スクイーズアウト手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当社に対し、その有する当社株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された当社株式全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得が当社の本定時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これら (i) 又は (ii) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、

最終的には裁判所が判断することになります。

なお、公開買付者は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社株式の所有状況等によっては、上記①から③の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により本スクイーズアウト手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合であっても、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）以外の当社の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）以外の当社の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定される予定です。この場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

また、当社は、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成24年3月31日（但し、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成24年3月30日（金曜日））をその基準日と定め、平成24年3月15日付で基準日設定公告を行う予定です（平成24年3月14日付「当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。）。なお、上記本定時株主総会及び本種類株主総会の開催は、平成24年6月下旬を予定しており、開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）によって当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

以上